

プレスリリース【2024年7月17日】

職員の懲戒処分について

本日、地方公務員法に基づき、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

■市ホームページ

URL : <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/somuka/johokokai/12183.html>公開開始日 : 7月17日(水) 午後3時

■本件に関するお問い合わせ先

団体名(所属) : 総務部総務課人事給与担当
TEL : 0287-62-7110

職員の懲戒処分について

令和6（2024）年7月17日
那須塩原市総務部総務課

本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行ったので次のとおり報告する。

1 被処分者及び懲戒処分の内容

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
総務部	主査	46	女	免職

※ 根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当

2 処分日

- 令和6（2024）年7月17日

3 事案の概要

- 平成29年度から令和6年度までの期間において、病気休暇1日及び特別休暇22日（子の看護休暇16日、通勤困難（コロナ罹患等）4日及び生理休暇2日）を虚偽の請求により不正に取得し、届出によるものを含め合計28日と4時間30分の欠勤が発生したものの。

その他の非違行為として、令和3年度における勤務管理システムの打刻修正（遅刻時に意図的に打刻せず係長に修正を依頼等）のほか、上記の欠勤にも記載したとおり、病気休暇及び特別休暇（子の看護休暇、通勤困難（コロナ罹患等）及び生理休暇）における虚偽請求による休暇取得が多数確認された。

また、長年にわたり突発的な休暇取得、虚偽請求による病気休暇等の取得により業務から離れることが多く、担当業務が停滞していること及び他の職員が疲弊する要因となることを認識しているにもかかわらず、不正に休暇を取得した。

4 管理監督責任

- 上記事案に関して、令和3年度の所属における課長及び係長については、有給休暇を残したい当事者の意向を把握した上で、勤務管理システムを修正したことが判明したため、同日付けで訓告処分とした。

令和3年度

職名	年齢	性別	処分内容
課長	55	男	訓告
係長	51	男	訓告

- 令和3年度を除く平成29年度から令和6年度の所属における課長から係長までの職員については、管理監督上の責任として文書による厳重注意、部長等は、口頭による厳重注意を行った。

令和6年度

職名	年齢	性別	処分内容
部長	59	男	厳重注意（口頭）
課長	55	女	厳重注意（文書）
課長補佐	50	男	
GL	45	男	

令和5年度

職名	年齢	性別	処分内容
部長※	59	男	厳重注意（口頭）
課長	54	男	厳重注意（文書）
課長補佐	52	男	
係長 （班長）	50	男	

※令和6年度と同一職員

令和4年度

職名	年齢	性別	処分内容
課長※	55	男	訓告
館長 （課長補佐）	52	女	厳重注意（文書）
副主幹 （係長）	50	男	

※令和3年度と同一職員

令和2年度

職	年齢	性別	処分内容
係長※	51	男	訓告

※令和3年度と同一職員

令和元年度

職	年齢	性別	処分内容
部長※ (支所長)	59	男	厳重注意（口頭）
係長※	51	男	訓告

※部長（支所長）は令和6年度と同一職員、係長は令和3年度と同一職員

平成30年度

職	年齢	性別	処分内容
課長補佐 (係長)	52	男	厳重注意（文書）

平成29年度

職	年齢	性別	処分内容
参事兼課長 (課長)	58	男	厳重注意（文書）
主幹 (係長)	52	女	厳重注意（文書）

市長コメント

- このたび、懲戒処分を行いました。
- 今回の事案は、公務員としてあるまじき行為であり、市民に対する裏切りにほかならず、市政に対する信頼を著しく損ねたことを深くお詫び申し上げます。
- 今回の件を真摯に受け止め、再発の防止に向けて、職員に対し、綱紀の保持及び服務規律の確保について、これまで以上に指導徹底を図り、市民の信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

令和6年7月17日
那須塩原市長 渡辺 美知太郎